

歴史・郷土ミュージアム管理運営方針（案）

1 趣旨

本方針は、平成 31 年（2019 年）3 月策定の「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画（新郷土資料館基本構想・基本計画を含む）」に基づき、「八王子の歴史・文化を探求し、広く継承・発信するとともに、未来へ向けて市民・地域との協創を育む博物館」の実現に向け、果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にすることを目的として策定する。

2 施設概要

休館日：年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）、月曜日、祝日の翌日（ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたるときはその日後最初の火曜日） ※活動展示室、体験展示室、キッズスペース、郷土ラボ・レファレンスは除く、館内整理日
開館時間：1 日 8 時間程度とする。

3 設置根拠

（1）根拠法令・条例

歴史・郷土ミュージアムは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び八王子市郷土資料館条例（昭和 42 年八王子市条例第 13 号）第 1 条に基づき設置する。

（2）関連する計画

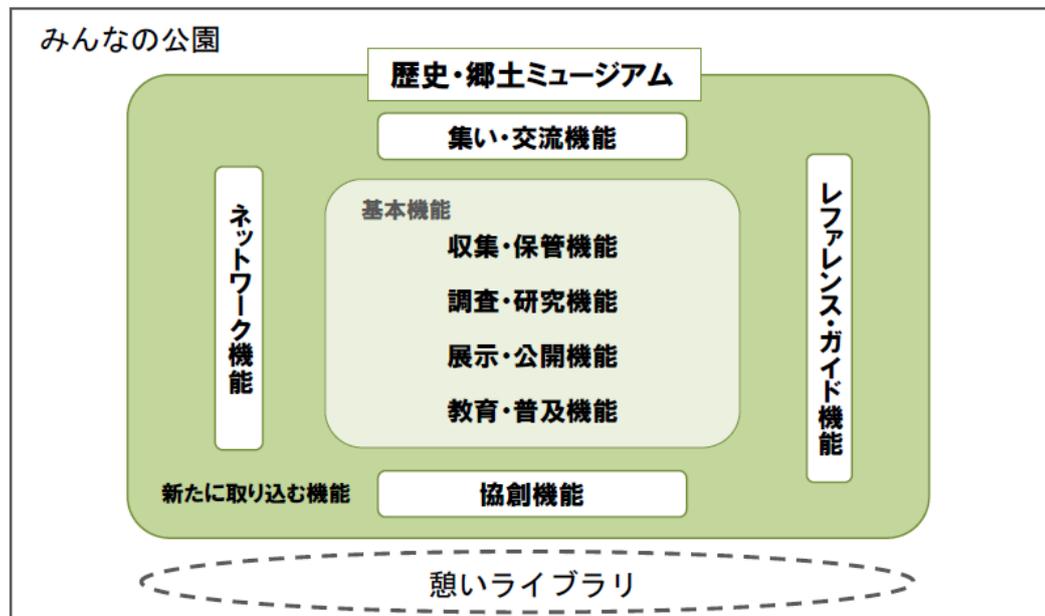
- ア 八王子ビジョン 2020
- イ 都市づくりビジョン八王子
- ウ 八王子駅南口周辺地区まちづくり方針
- エ ビジョンはちおうじの教育
- オ 八王子市生涯学習プラン
- カ 八王子駅南口集いの拠点整備基本計画（新郷土資料館基本構想・基本計画含む。）

4 管理運営にあたっての基本的な考え方

（1）目指すべき博物館像 ～地域への愛着や誇りを感じるミュージアム～

歴史・郷土ミュージアムは、これまでの郷土資料館の活動実績を継承しながら、八王子の歴史や文化を学び、守り、広く伝えるとともに、協創の考え方を重視し、市民や地域に広く開かれ、未来へ向けて成長し続ける博物館として、国宝や重要文化財の展示が可能な公開承認施設を目指す。

(2) 機能及び特色



博物館の4大機能である「収集・保管」、「調査・研究」、「展示・公開」、「教育・普及」を基本機能と位置づけ、郷土資料館から更なる充実を図る。また、新たな機能として、歴史・郷土ミュージアムが市民とともに学び成長するための機能として、「集い・交流」、「協創」、「レファレンス・ガイド」、「ネットワーク」を“新たに取り込む機能”と位置づけ、基本機能と一体的に整備する。

ア 収集・保管機能

資料の収集、整理、保存・修復、管理を行う体制と施設の整備を行い、資料を適切に保管し未来に継承する。

イ 調査・研究機能

八王子の歴史や文化について、新たな価値を発見するとともに資料の充実や公開を図り、地域の魅力の発信、利用者の学習・研究活動に寄与するための調査研究体制の強化を図る。

ウ 展示・公開機能

八王子の歴史や文化をわかりやすく紹介・解説できるように効果的な展示手法を導入し、調査・研究の成果を広く発信する。また、公開承認施設として5年間に3回以上、国宝や重要文化財の歴史資料を活用した特別展を開催する。

その他、企画展示の一部は、指定管理者が得意分野を生かし、企画・展示を行う。

エ 教育・普及機能

郷土資料館が所蔵する資料や研究の成果を活用した体験的な展示の充実や講座の実施により、市民や子どもたちの学習活動を支援するとともに、指定管理者の補助を活用し、出張体験事業や遠隔講座、巡回展示、教材貸出しなどの館外での活動を充実する。

オ 集い・交流機能（新たに取り込む機能）

- ・サードプレイスとして、だれもが気軽に立ち寄れる学び・交流の場や機会を提供する。
- ・子どもを連れた若い世代、高齢者、障害のある方、外国人などだれもが快適に利用できる

るユニバーサルデザインを導入する。

・指定管理者の補助を活用し、今まで以上にイベントを充実する。

カ 協創機能（新たに取り込む機能）

・利用者やボランティアなどが参加し、収集・保管や調査・研究、教育・普及、展示などを実施する。

・地域の歴史や文化を継承し、八王子の次の100年について市民・地域とともに考える。

・市民や関連機関とともに、歴史や文化を活かした地域振興を支援する。

キ レファレンス・ガイド（情報発信）機能（新たに取り込む機能）

・利用者が必要とする情報や資料の要望に柔軟に対応できる機能を整備する。

・市内の文化財や観光名所などのガイダンスを行い、回遊を促進する。

ク ネットワーク機能（新たに取り込む機能）

・市内外の博物館や歴史的資源、大学と連携し、地域の歴史・文化の研究拠点として情報交換や研究、普及活動に取り組む。

・学校と連携を強化し、郷土学習プログラムを共同開発する。

ケ 特色

（ア）国宝や重要文化財の展示が可能な公開承認施設に必要な設備を備える。

（イ）伝統芸能等を実演する木造舞台を備える。

コ 自主事業

事業者の任意提案により、施設の役割・魅力・機能等を向上させるイベントや物販等の自主事業を実施する。

5 設備・資料

国宝及び重要文化財の展示が可能な公開承認施設に必要な設備を備えるため、3,000 m²（郷土資料館の延床面積（1,288 m²）の2.3倍）程度の広さとする。

（1）設備

ア 常設展示室（屋外展示含む。）

調査・研究活動、収集・保管活動により得られた成果に基づく実物資料を積極的に活用し、八王子の歴史文化について分かりやすく紹介する。また、原寸大の家屋、蔵内部などの復元展示を検討する。テーマ展示の更新性を高め、サードプレイスとして飽きのこない常設展示室を目指すため、可動間仕切りを設ける。

なお、展示室はユニバーサルデザインを配慮するとともに、みんなの公園や施設全体の動線やつながりを考慮した、パブリックスペースなどへの展示を展開する。

イ 特別展示室・企画展示室

国宝や重要文化財などの貴重な資料展示を行う。なお、展示室内は可動式壁により、展示テーマ及び特別展・企画展の同時開催などの状況に応じて室内を可変できるよう配慮する。

ウ 郷土ラボ・レファレンス

市民や企業、大学などの多様な主体が参加・連携し、八王子の歴史文化に関する研究や創造などの活動に利用する。なお、ガラス壁を採用し、内部活動を把握できる設えと

する。

また、郷土の歴史を学習するスペースを設け、開館時は4万冊の蔵書構成として整備し、レファレンス関連図書を開架で閲覧できるようにするとともに、情報の提供・発信や、市内各地への回遊や観光ガイドを行う。なお、歴史・郷土ミュージアムの司書が常駐し、主に郷土歴史に関するレファレンスサービスを行う。また、可動パーテーションで仕切った談話スペースを設けるとともに、学芸員が古地図等を広げて対応することができるコーナーを設ける。

エ 体験展示室（附属倉庫含む。）

購入した工作キットを作る「ものづくりワークショップ」や、土器、勾玉づくり体験などを通して郷土の歴史を学ぶ。また20㎡程度の附属倉庫を設け、資材の保管及び体験教室講師の控室として利用するなど、幅広く利用できる設えとする。

オ キッズスペース

未就学児を伴う親子連れが、遊びを通じて気軽に歴史文化に親しめるスペースを設ける。

カ 活動展示室

木造舞台を設置し、歴史講座や地域学習、獅子舞等各種の郷土芸能の上演、講演会だけでなく、市民が発表できる場として幅広く利用できる設えとし、屋外（みんなの公園）と連続した利用ができる計画とする。また、外部と直接つながる搬入口を設けるとともに、周辺に準備室や舞台用資材倉庫を設置する。

なお、準備室は出演者、講師のための準備・控室として使用できる個室と大部屋（移動間仕切りで部屋を2分割できる設え）を設置する。

キ 調査室

新規収集資料の調査分類、整理作業を行うとともに、周辺の照度に影響されない照明調節可能な写真撮影区画を設ける。なお、室内には資料の清掃に必要な給湯設備や流し、温湿度管理ができる空調設備を設置するとともに、資料保存のための外光や外気が直接入らないようにするなど、十分な断熱性能を有した空間とする。

ク 展示設備保管庫

特別展示室や常設展示室等の展示用什器を保管するとともに、展示替えに必要な資料の一時保管を行う。

ケ 収蔵庫、トラックヤード、荷解室

工芸品、古文書、金属類、フィルム・写真類、土器及び木製の民具など、様々な収蔵物の管理に適切な温湿度管理が行える収蔵庫、トラックヤード、燻蒸スペース及び荷解き室を整備する。

八王子の歴史と文化に関する資料を保管・継承する場として、将来の資料の増加を見据えて資料が適切に保存・管理できる施設を目指す。

なお、トラックヤードは4トントラックが出入りできる高さや幅を確保するとともに、資料の搬入出を行うことができる荷解室を設ける。

(2) 資料

ア 歴史資料

絵画、彫刻、工芸品、刀剣、考古資料、古文書、民俗資料等、開館時に収蔵する歴史資料数は、7万点とし、最終的な収蔵数は、15万点とする。

イ 歴史図書

開館時の蔵書数は4万冊（旧都立図書館から引き継いだ歴史図書を含む）とし、最終的な蔵書数は、6万冊とする。

6 運営体制

(1) 運営主体

八王子の歴史文化を次世代へ確実に継承していくため、調査・研究、収集・保管などの主要な学芸業務に対応する、専門性の高い学芸員を直営で配置する。また、体制については、公開承認施設としての管理運営ができる体制とする。

一方、レファレンス・ガイド（情報発信）、集い・交流及び施設管理などは、指定管理者が担える分野であり、両者を効果的に組み合わせることで費用対効果を高める。

(2) 市と指定管理者の業務分担

下表のとおり

分類		分担		業務内容
		市	指定管理者	
学 芸 業 務	収集・保管	○	△	指定管理者は補助業務を担う
	調査・研究	○	△	指定管理者は補助業務を担う
	展示・公開	○	○	両者が担当する分野を実施
	教育・普及	○	○	両者が担当する分野を実施
博物館行政		○	×	博物館協議会運営、他館との調整、庶務
レファレンス・ガイド（情報発信）、イベント実施等		△	○	広報原稿作成及びイベント企画の一部は市、情報発信事務、イベント実施等は指定管理者
施設管理		×	○	

(3) 人員体制

「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」（文化庁告示）では、館長及び学芸員の配置について、以下のア、イのとおりとしている。

ア 館長

重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長

イ 学芸員

博物館法第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上

ウ 体制

直営と指定管理の業務分担を適切に行う。なお、指定管理者としては、収集・保管、調査・研究業務の補助業務を担うとともに、学芸業務としての展示・公開、教育・普及業務を適切に推進できるよう専門性を有する学芸員及びレファレンス・ガイドに対応できるような司書を配置する。また、施設管理、賑わい創出のためのイベントを企画・実施するため、必要な人員を確保する。

(4) 有事の対応

災害時、八王子駅南口集いの拠点は一時的避難施設としている。ミュージアムは、公開承認施設として、空気環境（温湿度、酸・アンモニア、カビ）の管理や虫害対策など、厳密にこなう必要があるため、避難者をミュージアム施設に滞在させることはできない。

しかし、八王子駅南口集いの拠点は高台にあるため、川の氾濫リスクがないこと、また、周囲の建物から隔離していることから火災の影響を受けにくいことなどから、市内各所にある文化財の一時避難場所として受け入れることが可能である。